

2024 年度～2026 年度
東浦町重層的支援体制整備事業
実施計画

2024 年3月
東浦町健康福祉部ふくし課

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

国及び地域の少子高齢・人口減少が進行する中で、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化・複合化してきており、さらに、核家族化や生活習慣の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。

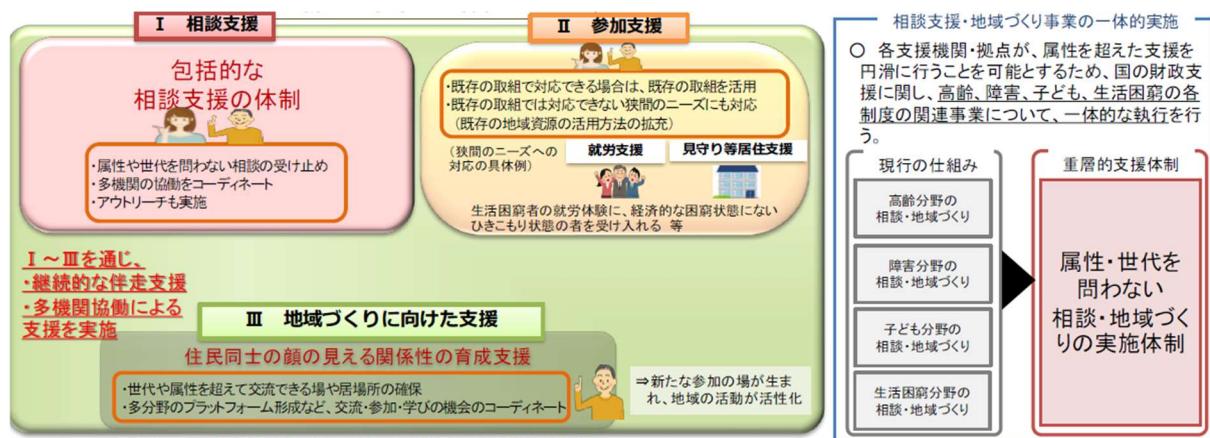
近年では、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、高齢の親と無職の子どもの家庭の「8050問題」や介護と子育てを同時にやう「ダブルケア」といった一世帯で複数の課題を抱えるという問題が生じています。そのため、これまでのような対象者ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは支援が難しい状況となっており、今後の対応や取組が重要となります。

「地域共生社会」とは、このような社会情勢の変化等を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し「人と人」「人と資源」が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きかた、地域とともに創っていく社会とされており、本町においてもこれまで以上に「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進していく必要があります。

(2) 重層的支援体制整備事業の目的

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において創設された重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）は、既存の「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「相談支援」②「参加支援」③「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

そのため、従来「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」における分野ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として交付され、一体的な執行が可能となります。

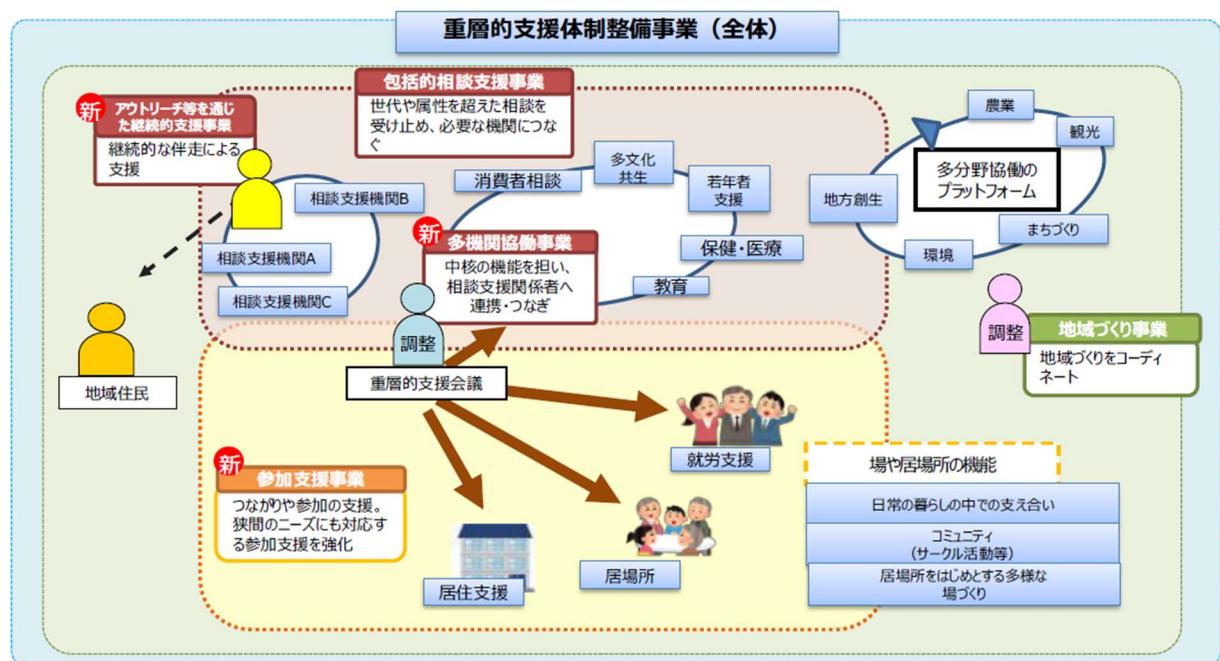


(3) 重層事業の全体像

重層事業では、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、①「相談支援」②「参加支援」③「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を柱としています。

この三つの支援の内容は、個別支援の観点から、①「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、②「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた③「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から「人と人」とのつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなっていきます。

また、これら三つの支援を効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。



出典：厚生労働省 2020年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成事業」支援者向け研修資料

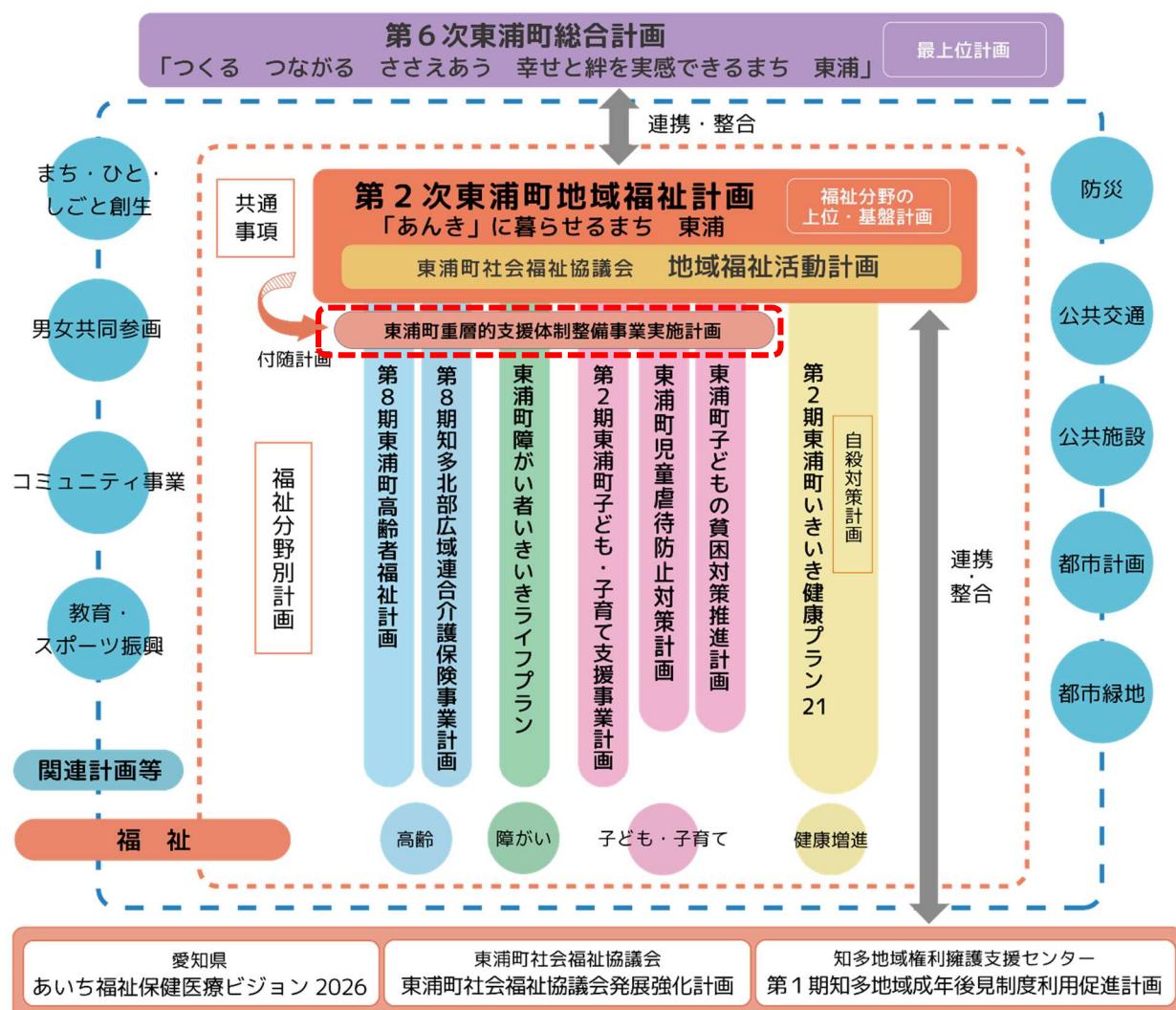
2 計画の位置づけ

(1) 他計画との関係性

本町では、まちづくりの最上位計画である第6次東浦町総合計画の目指すまちのすがたや各施策を踏まえ「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進するため、第2次東浦町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定しています。

地域福祉計画は「高齢」「介護」「障がい」「子ども・子育て」「健康増進」に関する福祉の分野別計画における共通事項を定めるもので、上位・基盤計画として位置付けられ、重層事業における三つの支援である①「相談支援」②「参加支援」③「地域づくりに向けた支援」について、考え方を示しています。

重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）では、法第106条の5の規定に基づき、重層事業を適切かつ効果的に実施するために必要な固有の事項に特化した内容を示し、事業に取り組みます。



(2) 地域福祉計画における重層事業

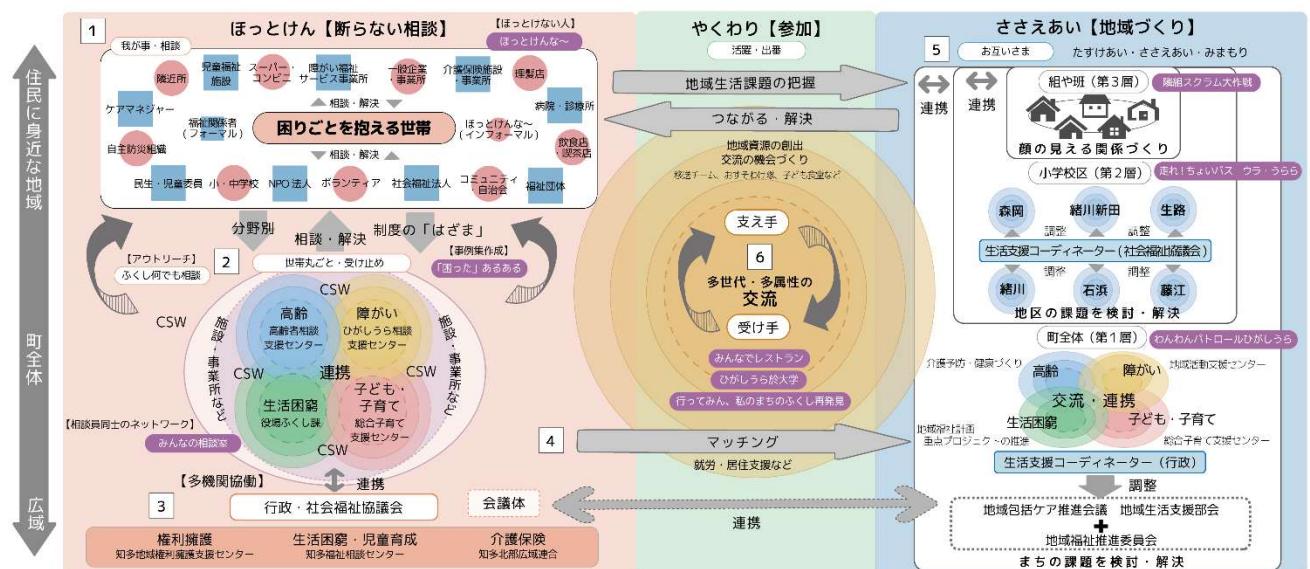
“あんき”に暮らせるまち 東浦”

地域福祉計画では、基本理念である“‘あんき’に暮らせるまち 東浦”が、地域福祉を推進するための本町のめざすまちのすがたとし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちを実現するために、以下の三つの基本目標を掲げています。

関連する重層事業	
基本目標1 ほっとけん ～気になる心でつながる～	包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業
基本目標2 やくわり ～だれもが持てる力を發揮する～	参加支援事業、地域づくり事業
基本目標3 ささえあい ～お互いさまがあたりまえ～	参加支援事業、地域づくり事業

【本町の包括的支援体制】

本町では重層事業を中心に、以下の包括的支援体制の整備を進めています。



(3) 計画の期間

地域福祉計画の計画期間は、2022 年度から 2026 年度までの5か年計画とし「高齢」「介護」「障がい」「子ども・子育て」「健康増進」に関する福祉の分野別計画の上位・基盤計画に位置付けられており、これらの分野別計画との整合性を図るため、計画期間を合わせたものとしています。

重層事業実施計画においても地域福祉計画や福祉の分野別計画との整合性を図るため、3年毎に見直しを行います。

重層事業を適切かつ効果的に取り組むため、地域福祉推進委員会において、年度ごとに実施状況を確認したうえで検証・評価を行い、PDCAサイクルによる本計画の見直し・改善に関する進行管理を地域福祉計画とともに実施していきます。

	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
総合計画											
	第6次										
地域福祉計画	第2次				第3次						
重層事業実施計画	2年	3年	3年	3年							
高齢者福祉計画	第8期	第9期	第10期	第11期							
介護保険事業計画	第8期	第9期	第10期	第11期							
障がい者いきいき ライフプラン	第6期	第7期	第8期	第9期							
子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期	第4期								

3 事業の実施内容

法第106条の4第2項の規定に基づく重層事業の実施について、本町では以下のように取り組みます。

【法第106条の4第2項各号に掲げる事業】

	法第106条の4第2項各号	事業
(1)	第1号	包括的相談支援事業
(2)	第2号	参加支援事業
(3)	第3号	地域づくり事業
(4)	第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ等事業」）
(5)	第5号	多機関協働事業
	第6号	支援プラン策定事業

（1） 包括的相談支援事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

受け止めた相談のうち、相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における支援関係機関間のネットワークを活用し、他分野の包括的相談支援事業者をはじめとする他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事案の場合には、多機関協働事業につなぎ、役割分担の整理の後、他の支援関係機関間等と連携を図りながら支援を行います。

本町における包括的相談支援事業は、複雑化・複合化する困りごとを抱える本人やその世帯への支援として、既存の「高齢（委託）」「障がい（委託）」「子ども・子育て（直営）」「生活困窮（直営）」の福祉分野別の相談支援機関を中心に、教育分野とも連携を図り、制度の狭間にまで行き届くよう相談支援の充実を図るため、相談支援機関間で連携しながら実施します。

本町における包括的相談支援事業の体制

ア 地域包括支援センター運営事業

分野	高齢
担当課／事業	ふくし課／包括的支援事業及び第1号介護予防支援事業
事業内容	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の様々な支援を行う。
支援対象者	65歳以上の高齢者等

実施方法	委託 ((福) 東浦町社会福祉協議会)
圏域	町内全域
相談場所	東浦町高齢者相談支援センター
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・主任ケアマネジャー 常勤兼務3人、非常勤専従2人 ・保健師（準する者含む） 常勤専従1人、常勤兼務2人、非常勤専従1人 ・社会福祉士 常勤専従2人、常勤兼務1人、非常勤専従5人
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談対応件数における多機関（フォーマル）との連携割合 年43%（参考：2023年度未見込42.4%） ・延べ相談対応件数における地域資源（インフォーマル）との連携割合 年8%（参考：2023年度未見込7.8%）

イ 障害者相談支援事業

分野	障がい
担当課／事業	障がい支援課／障害者相談支援等事業
事業内容	基幹相談支援センターを運営し、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制を強化する取組、地域移行・地域定着支援、権利擁護・虐待防止、自立支援協議会の運営・専門的な指導・助言、障害者差別解消法に規定する相談等を行う。
支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者やその家族及び障がい児、又は障がいの疑いがある者
実施方法	委託 ((福) 愛光園)
圏域	町内全域
相談場所	ひがしうら相談支援センター
人員配置	相談支援専門員 常勤4人
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談対応件数における多機関（フォーマル）との連携割合 年77%（参考：2023年度未見込77%） ・延べ相談対応件数における地域資源（インフォーマル）との連携割合 年2%（参考：2023年度未見込0.9%）

ウ 利用者支援事業

分野	子ども・子育て
担当課／事業	児童課・健康課／利用者支援事業
事業内容	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、支援関係機関との連絡調整等を実施する。</p> <p>【基本型】</p> <p>子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。</p>

	<p>また、保健センターの乳幼児健診、保育園の園庭開放、児童館に出向き出張相談を行う。</p> <p>【母子保健型】</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師が相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う。</p> <p>また、必要に応じてケース会議を開催し、支援関係機関と協力して利用者支援事業における支援プランを策定する。</p>
支援対象者	妊娠婦及び子育て家庭の親とその子ども
実施方法	直営（【基本型】児童課、【母子保健型】健康課）
圏域	町内全域
相談場所	子育て世代包括支援センター（総合子育て支援センター内）
人員配置	<p>【基本型】保育士 常勤2人（うち兼務1人）、非常勤3人</p> <p>【母子保健型】保健師 常勤兼務1人</p>
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談対応件数における多機関（フォーマル）との連携割合 【基本型】年15%（参考：2023年度未見込10.4%）、 【母子保健型】年90%（参考：2023年度未見込91.4%） ・延べ相談対応件数における地域資源（インフォーマル）との連携割合 【基本型】年1%（参考：2023年度未見込0.3%）、 【母子保健型】年1%（参考：2023年度未見込0%）

工 福祉事務所未設置町村による相談事業

分野	生活困窮
担当課／事業	ふくし課／福祉事務所未設置町村による相談事業
事業内容	一次的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、知多福祉相談センターとの連絡調整、自立相談支援事業へのつなぎを行う。
支援対象者	生活困窮者及び生活困窮者の家族
実施方法	直営
圏域	町内全域
相談場所	役場ふくし課
人員配置	担当職員2人（常勤）、通訳1人（非常勤）
評価指標	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ相談対応件数における多機関（フォーマル）との連携割合 年91%（参考：2023年度未見込83.3%） ・延べ相談対応件数における地域資源（インフォーマル）との連携割合 年4.5%（参考：2023年度未見込0%）

(2) 参加支援事業

市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人やその世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものであり、既存の参加支援に向けた事業では対応できない本人やその世帯の狭間の個別ニーズに対応するため、地域資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

具体的には、本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。また、既存の地域資源への働きかけや、既存の地域資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本町における参加支援事業は、多機関協働事業及びアウトリーチ等事業とともにコミュニティソーシャルワーカーが一体的に実施することとし、生活支援体制整備事業における地域資源の開発やネットワーク構築を活用し、オーダーメイドの参加支援を実施します。

本町における参加支援事業の体制

担当課／事業	ふくし課／地域福祉相談支援事業	
事業内容	コミュニティソーシャルワーカーが困りごとを抱える本人やその世帯に対して必要な地域資源等につなぎ、つないだ後も継続的な見守りや伴走支援を行う。	
支援対象者	既存の社会参加に向けた事業では対応できない人	
実施方法	委託 ((福) 東浦町社会福祉協議会)	
主な地域資源／想定される連携先	ひがしうらおすそわけ隊 (無償ボランティア) 地域支え合いセンター「にじいろひろば」 集いの場 (サロン)	子ども食堂、地域食堂等の「食」を通した居場所 地域活動支援センター内「来ぶらり」 認知症社会参加活動体制事業「ミンナ de カレーライス」
人員配置	コミュニティソーシャルワーカー6人 (常勤・兼務)	
評価指標	・参加支援件数 年 18 件 (参考: 2023 年度末見込 7 件) ・「来ぶらり」利用者 年 10 件 (参考: 2023 年度末見込 3 件)	

(3) 地域づくり事業

「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や機会の整備を行うとともに、地域資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や機会を整備することとしています。

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と場」等をつなぎ合わせるとともに、市町村域等のより広い圏域でもコーディネートを行うことで、交流、参加、学びが生まれ、さらに広がるように働きかけます。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

本町における地域づくり事業は、生活支援体制整備事業を中心に、地域資源の開発や、地域生活課題の解決に向けた支援を行います。

また、地域介護予防活動支援事業や障害者地域活動支援センター事業、地域子育て支援拠点事業を実施し、地域におけるささえあい活動や交流の場づくりを推進していきます。

なお、生活困窮者支援等のための地域づくり事業において、地域福祉計画に位置付ける重点プロジェクトを、地域住民、福祉事業者、ボランティア団体等と連携のうえ実施していきます。

本町における地域づくり事業の体制

ア 地域介護予防活動支援事業

分野	高齢
担当課／事業	健康課／地域介護予防活動支援事業
事業内容	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動として「いきいき 100 歳体操」の地域展開を目指し、地域における住民主体の通いの場等の活動を支援する。 また、団体ごとに効果測定として体力テストを実施し、運動継続のモチベーションを高めることで自主的な活動の継続につなげる。 【いきいき 100 歳体操】 映像を見ながら、手首・足首に重りを付け、椅子に座ってゆっくり行う体操
支援対象者	65 歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わるもの
実施方法	直営
活動場所	町内全域
人員配置	教室実施時：保健師 常勤2人、非常勤2人
評価指標	【地域づくり事業共通】 ・町内6地区における多世代交流プラットフォームの定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込3か所 (石浜、緒川・新田、生路は未定着)) ・町内6地区における「食」を通した居場所の定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込8か所 (森岡、藤江は未定着))

イ 生活支援体制整備事業

分野	高齢
担当課／事業	ふくし課／生活支援体制整備事業
事業内容	地域包括ケアシステムの構築を推進するため、高齢者の生活支援等の基盤整備をする生活支援コーディネーター及び就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、

	役割を持つ社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーターを設置する。
支援対象者	65歳以上の高齢者を中心に、町内に住むすべての人
実施方法	直営及び委託（(福)東浦町社会福祉協議会）
活動場所	町内全域
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・第1層生活支援コーディネーター1人（常勤・兼務）【直営】 ・第2層生活支援コーディネーター3人（常勤・兼務）【委託】 ・就労的活動支援コーディネーター7人（常勤・兼務）【委託】
評価指標	<p>【地域づくり事業共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内6地区における多世代交流プラットフォームの定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込3か所（石浜、緒川新田、生路は未定着）) ・町内6地区における「食」を通した居場所の定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込8か所（森岡、藤江は未定着）)

ウ 地域活動支援センター事業

分野	障がい
担当課／事業	障がい支援課／障害者地域活動支援センター事業
事業内容	障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流づくりを行う（基礎的事業の実施のみ）。
支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい者やその家族及び障がい児、又は障がいの疑いがある者
実施方法	委託（(福)東浦町社会福祉協議会）
活動場所	福祉センター
人員配置	担当職員1人（常勤）、2人（非常勤）
評価指標	<p>【地域づくり事業共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内6地区における多世代交流プラットフォームの定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込3か所（石浜、緒川新田、生路は未定着）) ・町内6地区における「食」を通した居場所の定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込8か所（森岡、藤江は未定着）)

エ 地域子育て支援拠点事業

分野	子ども・子育て
担当課／事業	児童課／地域子育て支援拠点事業
事業内容	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。</p> <p>【直営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月育児講座、パパ広場、双子・三つ子の会を実施 ・子育てサロンを2コース（年10回）、マタニティサロン（年2回）実施 ・毎週火曜日に赤ちゃんタイムを実施 ・日常的な子育て相談

	<p>【委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の中もあり、家庭的な雰囲気で遊べる ・育児講座、保育園給食会、クッキング、大人の製作あそびを実施 ・日常的な子育て相談
支援対象者	乳幼児及びその保護者
実施方法	直営及び委託(福太陽)
活動場所	総合子育て支援センター、子育て支援センターあしたもあそぼう
人員配置	<p>【直営】 保育士 常勤3人（うち兼務1人）、非常勤6人（うち兼務1人） つどいの広場支援員 非常勤1人（うち兼務1人）</p> <p>【委託】 保育士 常勤1人 非常勤2人（うち兼務1人）</p>
評価指標	<p>【地域づくり事業共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内6地区における多世代交流プラットフォームの定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込3か所（石浜、緒川新田、生路は未定着)) ・町内6地区における「食」を通した居場所の定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込8か所（森岡、藤江は未定着))

才 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

分野	生活困窮
担当課／事業	ふくし課／地域福祉計画における重点プロジェクトの推進
事業内容	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図るために、地域福祉計画に位置付ける9つの重点プロジェクトを実施する。
支援対象者	生活困窮者をはじめ、町内に住むすべての人
実施方法	直営
活動場所	町内全域
人員配置	担当職員1人（常勤）
評価指標	<p>【地域づくり事業共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内6地区における多世代交流プラットフォームの定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込3か所（石浜、緒川新田、生路は未定着)) ・町内6地区における「食」を通した居場所の定着 各地区1か所 (参考：2023年度未見込8か所（森岡、藤江は未定着))

(4) アウトリーチ等事業

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、多くのケースは、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されています。

このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人やその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であると考えます。

また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集する必要があります。

本町におけるアウトリーチ等事業は、多機関協働事業及び参加支援事業とともにコミュニティソーシャルワーカーが一体的に実施することとし、地域に出向いての支援をするなど、民生委員・児童委員や集いの場関係者等と連携し、生活に困りごとを抱える本人やその世帯の早期発見に努めます。

本町におけるアウトリーチ等事業の体制

担当課／事業	ふくし課／地域福祉相談支援事業
事業内容	コミュニティソーシャルワーカーが困りごとを抱える本人やその世帯に対して、訪問、電話、面接等により対応するほか、アウトリーチにより、本人やその世帯が抱える福祉課題を発見し、必要なサービスや支援関係機関へつなぎ、解決に努める。つないだ後も継続的な見守りや伴走支援を行う。
支援対象者	複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や「ひきこもり」など、支援につながることに拒否的な人
実施方法	委託 ((福) 東浦町社会福祉協議会)
人員配置	コミュニティソーシャルワーカー6人（常勤・兼務）
評価指標	・アウトリーチ等支援件数 年35件（参考：2023年度未見込27件） ・「ふくし何でも相談」の相談件数 年40件（参考：2023年度未見込30件）

(5) 多機関協働事業

支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事案等に対して支援を行います。

複雑化・複合化した事案に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事案全体の調整機能の役割を果たすものであり、主に支援者を支援する役割を担う事業です。

必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなど、直接的な支援も行います。

また、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ることを通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出も行います。

なお、支援プランの作成については、多機関協働事業と一体的に実施していきます。

本町における多機関協働事業は、参加支援事業及びアウトリーチ等事業とともにコミュニティソーシャルワーカーが一体的に実施することとし、複雑化・複合化する課題の解きほぐしを行い、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めます。

本町における多機関協働事業の体制

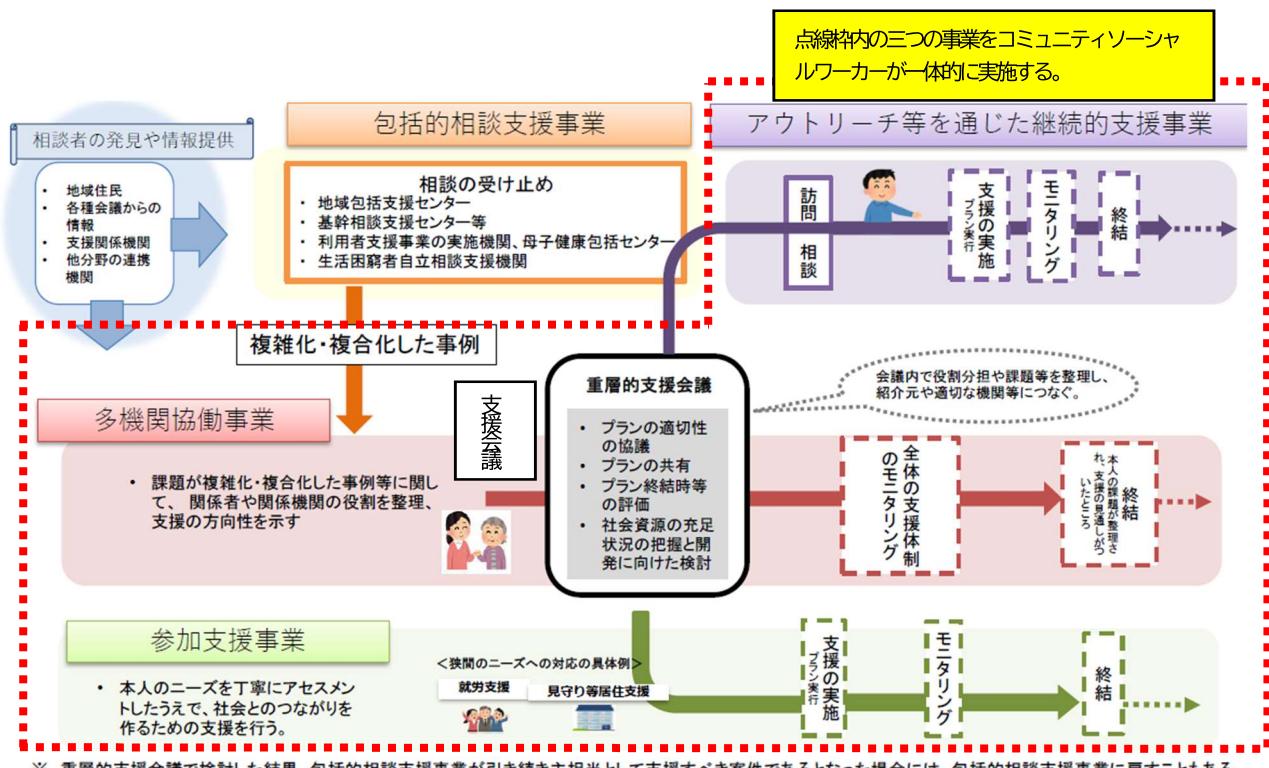
担当課／事業	ふくし課／地域福祉相談支援事業
事業内容	コミュニティソーシャルワーカーが困りごとを抱える本人やその世帯への直接相談「ふくし何でも相談」やアウトリーチによる支援、民生委員・児童委員や集いの場協力者等との連携支援をするほか、包括的支援事業者等からつながった複雑化・複合化する課題の解きほぐしを行い、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定める。
支援対象者	複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する人
実施方法	委託 ((福) 東浦町社会福祉協議会)
人員配置	コミュニティソーシャルワーカー6人 (常勤・兼務)
評価指標	・世帯丸ごと支援プラン作成件数 年12件 (参考: 2023年度未見込 8件) ・支援プラン作成件数 年2件 (参考: 2023年度未見込0件)

4 重層事業の推進体制

(1) 重層事業の支援フロー

本町における重層事業のフローは、以下のとおりです。

- ア 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業者において包括的に相談を受け止め、又はコミュニティソーシャルワーカーにおいて「ふくし何でも相談」やアウトリーチによる制度の狭間の相談支援をする。
- イ 包括的相談支援事業者又はコミュニティソーシャルワーカーが受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案は多機関協働事業者であるコミュニティソーシャルワーカーへつなぎ、又はコミュニティソーシャルワーカーは多機関協働事業として課題の整理・解きほぐしを行い、必要に応じて支援会議で関係者間の情報共有を図る。
- ウ 課題整理・解きほぐしの結果、コミュニティソーシャルワーカーは、包括的支援事業者や行政等と連携し各支援機関間の役割分担や支援の方向性を定めた「支援プラン」を作成し、重層的支援会議に諮る。なお、重層的支援会議に諮らない事案であっても「世帯丸ごと支援プラン」（本人同意なし）を作成し、関係者間の合意形成を図る。
- エ 重層的支援会議を通じて、支援関係機関間で支援の方向性に係る合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくる。
- オ コミュニティソーシャルワーカーは多機関協働事業を中心に、必要に応じて参加支援事業及びアウトリーチ等事業を一体的に実施する。



出典：厚生労働省 2020年度「相談支援包括化推進員等への支援と人材養成事業」支援者向け研修資料 点綴等旨記

(2) 支援会議と重層的支援会議

重層事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要で、支援会議及び重層的支援会議を通して支援に向けた円滑なネットワークづくりを行います。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有等を行うこと可能とすることにより、地域において支援関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

また、重層的支援会議は、重層事業の中で規定される会議であり、支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や、プランの適切性を協議するものです。

本町における支援会議と重層的支援会議の実施方法

	支援会議	重層的支援会議
主催者	コミュニティソーシャルワーカー（ふくし課は招集等の協力を）	
扱う事案	複雑化・複合化した解きほぐしが必要な事案	支援会議を経て、既存の支援関係機関間の連携では対応できない事案
会議の役割	<ul style="list-style-type: none">・気になる事案の情報提供・情報共有・見守りと支援方針の理解・緊急性がある事案への対応	<ul style="list-style-type: none">・プランの適切性の協議・プラン終結時等の評価・地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
個人情報の共有に関する本人同意	なし（構成員に守秘義務を課す）	あり
作成するプラン	世帯丸ごと支援プラン（重層的支援会議に諮らない場合のみ）	支援プラン
構成員	原則、コミュニティソーシャルワーカー及びふくし課職員 事案の内容に応じて、行政関係部署職員、包括的相談支援事業者及びその他の支援関係機関、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー等	
開催頻度	定期開催（毎月1回）	随時開催